

岐阜県PTA見舞金給付規程細則

1. PTA及びPTA活動の解釈については、次の通り定義する。

- (1) 【PTA】とは、父母と教師の会をいい、児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師が協力して学校及び家庭における教育に関しての理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導や地域における教育環境の改善と充実を図るため、PTA会員相互の学習及びその他必要な活動を行う団体をいう。
- (2) 【PTA会員】とは、前(1)項の趣旨に賛同し、PTA会則（規約）を守り、所定の会費を納め、会員名簿に登録してある児童・生徒の保護者及び学校教職員（教師・校務員等）をいう。
- (3) 【特定協力者】とは、前(1)項の趣旨に賛同し、活動目的のために努力するPTAが依頼した個人または団体をいう。なお、協力者とは、活動目的達成のためにPTAが依頼書を出した個人または団体をいう。
- (4) 【PTA活動】とは、日本国内において前(1)項の目的にそってPTAが企画・立案して主催・共催する組織的な学習活動及び実践活動をいい、PTA会則（名称の如何を問わない）に基づき、PTA総会・運営委員会等の正規の手続きを経て決定された諸活動をいう。
- (5) 【PTA管理下】とは、PTAの指揮・監督及び指導下において、前(4)項にいうPTA活動を行っている間をいう。但し、PTA会員及び児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上は管理下に含まないが、その間に起きた災害については、岐阜県PTA見舞金給付規程第4条に基づいて給付対象になる場合がある。

2. 給付規程第3条（給付対象者）に基づく細則を次の通りとする。

- (1) 保護者に代わってPTA活動に参加した祖父母等の場合には、給付対象とする。
- (2) PTAが活動のために依頼書を出した協力者は、給付対象とする。
- (3) PTAの要請によってPTA会員でない学校教職員（校務員・調理員・臨時教員等）が活動に参加した場合は、給付対象とする。
- (4) 保護者がやむを得ず幼児を連れていった場合は、給付対象としない。但し、特殊な事情がある場合には、審査会で検討する。
- (5) 活動対象者になっていない子ども（小中学生・幼児等）や祖父母及び親戚等が、見学・応援等の目的で参加した場合は、給付対象としない。
- (6) 「単なる同好会的活動のために依頼した講師・指導者・協力者」等は、給付対象としない。

3. 給付規程第4条（給付制限）(6)項に基づく細則を次の通りとする。

- (1) すべての病気（疾病）は、給付対象としない。但し、心臓麻痺や脳梗塞等により、突然死ま

たはそれに類する状態になった場合は、給付規程第4条（給付制限）(5)項に基づく。

- (2) P T A活動が直接的な要因となって生じた疾病（食中毒・熱中症等）であることが明確な場合は、給付対象とする。
- (3) 事故で負傷した傷害の傷口が直接原因で、破傷風・敗血症等にかかった場合は、給付対象とする。
- (4) P T A活動中に既往の傷害が悪化しても給付対象としない。但し、特殊な事情がある場合には、審査会で検討し、給付対象とする場合がある。

4. 給付規程第5条（給付除外）に基づく細則を次の通りとする。

- (1) P T A主催・共催の活動のために派生する「同好者での自主的活動・自主練習・親善試合・P T AのO Bとの交流会」等は、給付対象としない。
- (2) 夏休みを中心としたラジオ体操・水泳・キャンプ、地域や町内会及び子ども会等で進められる活動は、給付対象としない。但し、P T Aが主体的に共催する活動については、給付対象とする。

5. その他の留意事項

- (1) 【通院】は、往診による治療を受けた場合も含む。
また、通院をしない場合においても、骨折・脱臼・靱帯損傷等の傷害を被った長管骨・脊柱などの所定の部位（手指及び足指を除く。）を固定するため、「医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらに類する固定具を常時装着した日数」についても「通院した日数」とみなす。但し、「給付申請書」「治療回数証明書」「医師の指示書」「リハビリ実施計画書」等を審査会で審議し決定する。
- (2) 【通入院の回数】は、日常の業務や生活に支障があり、医師が治療必要と認めた場合に限り、1日の通院を1回として数える。
- (3) 【傷害】の見舞金は、外傷・打撲・脱臼・捻挫・骨折・筋違い・内出血等の場合に給付し、腰痛・頭痛・肩凝り・むち打ち等は給付対象には含まれない。
- (4) 【手術】は、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術を指す。創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術などは対象としない。
- (5) 【部活動に起因する事故】については、給付対象としない。

(付 則)

- (1) (改正施行) 本細則は、平成20年3月12日に改正し、平成20年4月1日から施行する。
- (2) (改正施行) 本細則は、平成27年2月5日に改正し、平成27年4月1日から施行する。
- (3) (改正施行) 本細則は、平成31年2月1日に改正し、平成31年4月1日から施行する。
- (4) (改正施行) 本細則は、令和2年1月31日に改正し、令和2年4月1日から施行する。